

地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細

市町村名： 最上町

○地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金に関する事項

(地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第17条第2項第1号～第4号関係)

1. 地域公共交通確保維持事業の内容及び実施主体に関する詳細

- 山形県地域公共交通計画<施策・事業3-2-1>地域内交通ネットワークについて、市内関係者及び隣接地域の意見を踏まえた改善や見直しの検討等を定期的に行う。
 - ・地域公共交通会議等における、町内交通ネットワークの課題に関する年1回程度の定期的な協議・検証、及び、系統・便数・運行ダイヤ等の見直し・改善（最上町）
 - ・最上町外に影響する公共交通の検討・協議、及び地域別部会への提案・協議（最上町）
- 山形県地域公共交通計画<施策・事業1-1-1><1-2-1>によって整備・運用されている山形県地域公共交通情報共有基盤に対し、GTFS-JP等のデータを適時適切に提供する。（最上町、事業者）
 - ・GTFS-JP（GTFS-RT）の作成・提供（最上町）
- 山形県地域公共交通計画の<施策・事業3-1-1>に基づき、特に本事業の対象路線・サービスが接続する地域間交通ネットワークの維持・強化を図る。（最上町）
 - ・地域公共交通計画の<施策・事業2-1-1>によって導入される交通系ICカードについて、市民や来訪者への普及啓発（事業者、最上町）
 - ・本事業対象路線・サービスに対して交通系ICカードの導入の検討（最上町、事業者）
- その他、公共交通サービスの利用促進や改善のための事業を実施する。
 - ・町内全域デマンド交通に対し、住民への周知・利用案内のチラシなどを作成し全戸配布。利用率の向上を目指す。（最上町）
 - ・デマンド交通の利用状況を調査・検討を行い、より効率的な運用を検討する（最上町）

2. 運行システムの概要及び運行予定者

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」を作成し添付

3. 運行系統の利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法・測定方法

- 山形県地域公共交通計画 大目標 数値目標2の最上町相当分の達成
 - ・県全体目標値（目標年度 R6 年度末）
R E S A Sの移動実態数値（本県への来訪者数等）：県外 60,000 人、県内 70,000 人
 - ・最上町目標値（目標年度 R6 年度末）
県外 406 人、県内 1,531 人
- 山形県地域公共交通計画 中目標（3）数値目標3の最上町相当分の達成
 - ・県全体目標値（目標年度 R6 年度末）
市町村総合交付金対象路線・サービス（本計画対象系統を含む地域内交通ネットワーク全体）の人口あたりの乗車人員：2.50 回／人
 - ・最上町の目標値（目標年度 R6 年度末）
1.3 回／人（直近年度の実績 6,163 人）
- 山形県地域公共交通計画 中目標（3）数値目標4の最上町相当分の達成
 - ・県全体目標値（目標年度 R6 年度末）
市町村の移動サービスに対する負担額
地域鉄道 : 7,203 万 6 千円（直近年度の実績 5,602 万 8 千円）
路線バス : 4 億 6,000 万円（直近年度の実績 5 億 926 万 7 千円）
コミュニティバス：4 億 4,000 万円（直近年度の実績 4 億 9,030 万 1 千円）
デマンド交通：1 億 5,000 万円（直近年度の実績 1 億 9,722 万 8 千円）
タクシー : 1 億円（直近年度の実績 0 円）
 - ・最上町目標値（目標年度 R6 年度末）※令和 3 年 8 月より町内全域デマンド化予定
（当該市町村が支出している交通モードの目標値、現況地を記載）
デマンド交通：20,000 千円（直近年度の実績 13,729 千円（デマンド分）、
5,901 千円（定時定路分））
- 上記目標を達成するための細目標の達成（年次目標）
デマンド最上町区域（国庫補助対象路線）の年間利用者数：8,000 人以上
（直近年度の実績 2,694 人（デマンド分）、3,469 人（定時定路分））
デマンド最上町区域の収支率：6%以上（直近年度の実績 2.7%）
デマンド最上町区域への最上町負担額 18,800 千円
（直近年度の実績 13,333 千円（デマンド分）、5,251 千円（定時定路分））
- 事業の効果
 - ・上記路線を維持することにより、最上町内全域の高齢者等の日常生活に必要な移動手段が確保される。また、幹線・支線のネットワークが連携することで、効率的な運行体系が実現できる。さらには、外出促進・地域活性化にもつながる。
- 上記目標・細目標の評価手法・測定方法
 - ・上記目標・細目標の年度毎の達成状況について、最新の R E S A S の数値や事業者等から提出された利用者数・収支率等の実績を基に、最上町公共交通会議や山形県地域公共交通活性化協議会において評価・検討を行う。

4. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

地域公共交通確保維持事業によって、最上町バス事業デマンド型交通に係る運行費用約 20,000 千円については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を町で負担することとしている。

また、「別紙（山形県市町村総合交付金申請予定事業一覧）」に記載された交通サービスに対する最上町の負担については、山形県市町村総合交付金交付要綱に基づき、一定額を県が負担する。

○車両減価償却費等国庫補助金に関する事項

(地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第21条第1号～第4号関係)

5. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
6. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
該当なし
(2) 事業の効果
該当なし
7. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
8. 車両の取得に要する費用の総額、負担者とその負担額【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし

○その他申請に関する事項

9. 協議会の開催状況と主な議論
○ 山形県地域公共交通活性化協議会（全体協議会） <令和2年度> ・令和2年4月23日（第1回）：協議会の設立、公開原則の議決 等 ・令和2年7月15日（第2回）：地域公共交通計画策定に向けた議論 ・令和2年10月26日（第3回）：地域公共交通計画骨子案の議論 ・令和3年1月28日（第4回）：地域公共交通計画素案の議論 ・令和3年3月23日（第5回）：地域公共交通計画案の議論 <令和3年度> ・令和3年6月 日（第1回）：国庫補助要綱改正を踏まえた地域公共交通計画の修正についての議論
○ 山形県地域公共交通活性化協議会（地域別部会） <令和2年度> 山形県地域公共交通活性化協議会最上地域別部会 ・令和2年10月5日（第1回）：地域公共交通計画策定に向けた地域課題の整理 ・令和3年1月19日（第2回）：地域公共交通計画素案に対する地域の意見整理
○ 最上町地域公共交通会議 <令和2年度> ・令和2年8月21日（第1回）：市町村運営バスに係る更新登録の議論 ・令和2年3月25日（第2回）：予約制乗合バス（デマンド型）一部エリア事業種類の変更についての議論 等

＜令和3年度＞

・令和3年6月17日（第1回）：定時定路線型バスから予約制乗合バスへの変更についての議論等

- その他公共交通関連会合・住民説明会等
 - ・ 予約制乗合バスの新たなエリア運行に伴う住民説明会及び、デマンドバス試乗会
- 山形県主催の補助要綱改正等の内容説明会
 - ・ 令和3年4月20日：補助要綱の改正とそれに伴う県計画の修正の説明・質疑応答

10. 利用者等の意見の反映状況

山形県地域公共交通活性化協議会及びその地域別部会については、原則すべての資料及び議事が協議会事務局（山形県）により最上町民も含めた県民全てに公開され、議事やその他地域公共交通に関する意見の提供ができる状況にあり、提供された意見については、施策の反映につなげている。

最上町では、バスの運行について住民からの声や利用状況等を調査・検討し、特に利用の多い高齢者に対し通院や買い物への移動の支援を行い、健康で安心して生活できる環境づくりを行っている。

11. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」を作成し添付

【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所） 山形県最上郡最上町大字向町 644

（所 属） 最上町役場 総務課 行革推進係

（氏 名） 佐藤 輝彦

（電 話） 0233-43-2111

（e-mail） soumu@mogami.tv

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行システムの概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

4年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地	終点					運行態様の別	基準ハで 該当する 要件	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
最上町	最上町	(1) 東エリア		最上町		往 km 復 km	243日	972回		区域運行	②(1)	JR最上駅で接続	②
	最上町	(2) 前森・黒沢エリア 月楯・萱場エリア		最上町		往 km 復 km	243日	486回		区域運行	②(1)	JR最上駅で接続	②
	最上町	(3) 西エリア		最上町		往 km 復 km	243日	972回		区域運行	②(1)	JR最上駅で接続	②
		(4)				往 km 復 km	日	回					
		(5)				往 km 復 km	日	回					

(注)

1. 区域運行及び乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
2. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
3. 「利便増進特例措置」については、地域公共交通利便増進計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
5. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
6. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
7. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行システムの概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

5年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地	終点					運行態様の別	基準ハで 該当する 要件	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
最上町	最上町	(1) 東エリア		最上町		往 km 復 km	243日	972回		区域運行	②(1)	JR最上駅で接続	③
	最上町	(2) 前森・黒沢エリア 月楯・萱場エリア		最上町		往 km 復 km	243日	486回		区域運行	②(1)	JR最上駅で接続	③
	最上町	(3) 西エリア		最上町		往 km 復 km	243日	972回		区域運行	②(1)	JR最上駅で接続	③
		(4)				往 km 復 km	日	回					
		(5)				往 km 復 km	日	回					

(注)

1. 区域運行及び乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
2. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
3. 「利便増進特例措置」については、地域公共交通利便増進計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
5. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
6. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
7. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行システムの概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

6年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利 便 増 進 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地	終点					運行態様の別	基準ハで 該当する 要件	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
最上町	最上町	(1) 東エリア		最上町		往 km 復 km	243日	972回		区域運行	②(1)	JR最上駅で接続	③
	最上町	(2) 前森・黒沢エリア 月楯・萱場エリア		最上町		往 km 復 km	243日	486回		区域運行	②(1)	JR最上駅で接続	③
	最上町	(3) 西エリア		最上町		往 km 復 km	243日	972回		区域運行	②(1)	JR最上駅で接続	③
		(4)				往 km 復 km	日	回					
		(5)				往 km 復 km	日	回					

(注)

1. 区域運行及び乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
2. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
3. 「利便増進特例措置」については、地域公共交通利便増進計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
5. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
6. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
7. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行システムの概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

7年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利 便 増 進 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地	終点					運行態様の別	基準ハで 該当する 要件	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
最上町	最上町	(1) 東エリア		最上町		往 km 復 km	243日	972回		区域運行	②(1)	JR最上駅で接続	③
	最上町	(2) 前森・黒沢エリア 月楯・萱場エリア		最上町		往 km 復 km	243日	486回		区域運行	②(1)	JR最上駅で接続	③
	最上町	(3) 西エリア		最上町		往 km 復 km	243日	972回		区域運行	②(1)	JR最上駅で接続	③
		(4)				往 km 復 km	日	回					
		(5)				往 km 復 km	日	回					

(注)

1. 区域運行及び乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
2. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
3. 「利便増進特例措置」については、地域公共交通利便増進計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
5. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
6. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
7. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

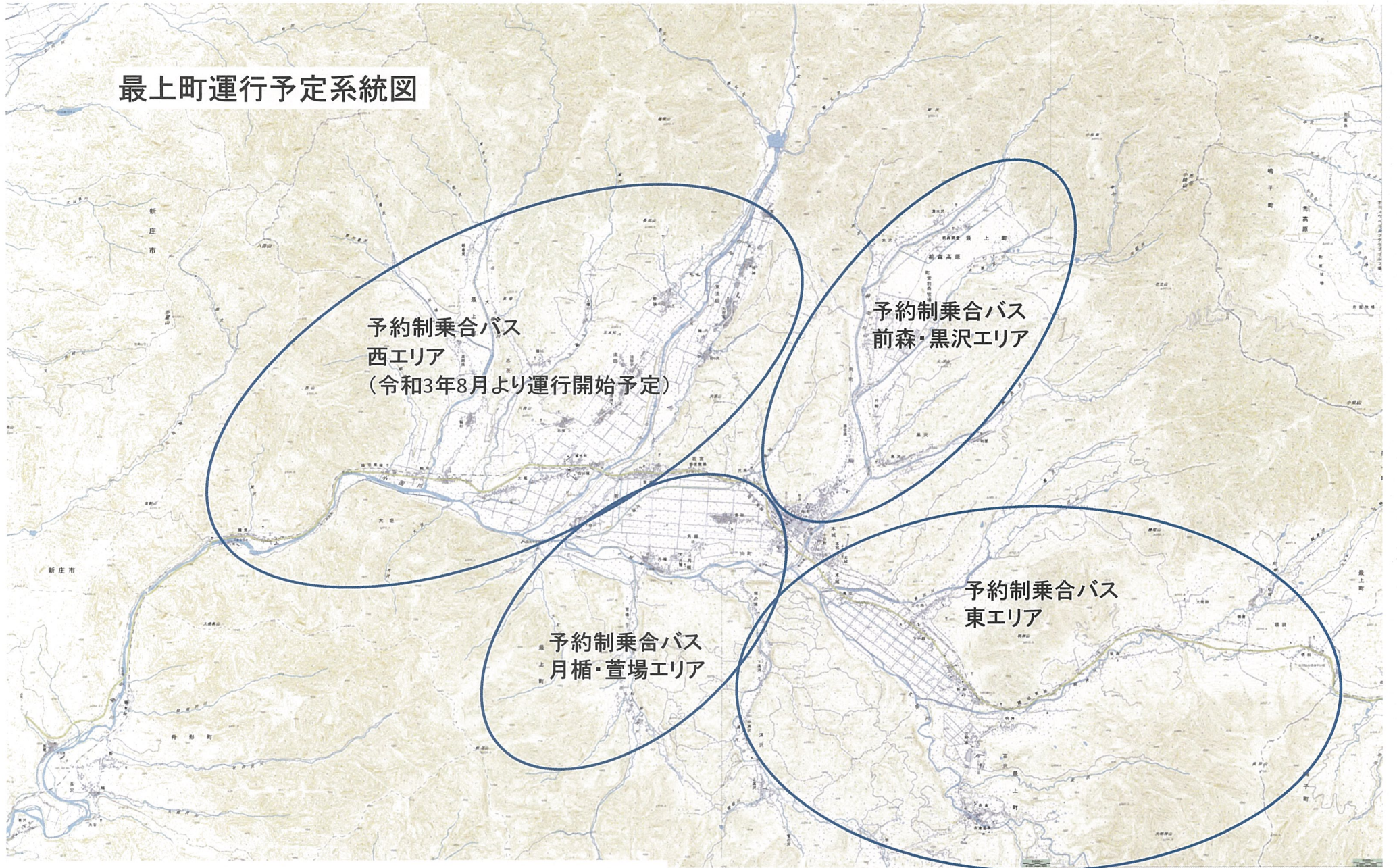
最上町運行予定系統図

予約制乗合バス
西エリア
(令和3年8月より運行開始予定)

予約制乗合バス
前森・黒沢エリア

予約制乗合バス
月楯・萱場エリア

予約制乗合バス
東エリア





レインボー号 乗車利用のQ&A

Q レインボー号の予約受付は、何時から何時までですか？

A 予約は午前8時から午後4時まで、土・日曜、祝日を除く毎日行っています。予約は利用希望日の前日午後4時までを基本に、電話で受け付けています。なお、当日の予約受付も可能です。

Q 自宅以外からでも予約はできますか？ 携帯電話からの予約も可能ですか？

A いずれも可能です。ただし予約をする際には、自宅の電話番号をお伝えください。

Q 時間や目的地の変更や、キャンセルの時は？

A 予約の変更(利用時間や乗降場所等)やキャンセルは、早めに予約センターにご連絡ください。

Q 利用にあたって対象者の制限などはありますか？

A 年齢制限などは基本的にありません。ただしご利用の際には「事前登録」が必要です。

Q 1人で乗車する予約でも運行しますか？

A 1人からでも運行します。基本的には運行システムにより、乗り合いとなるルートで効率的に運行しますが、同じ時間帯で同じ方向での予約がない場合は、お一人で運行するようになります。

Q 予約時刻に遅れた場合、待ってもらえますか？

A 他のお客様の予約の関係から、基本的には予約時間を過ぎたら出発します。そのため、予約の時刻より少し早めに乗車場所にてお待ち願います。ただし、天候や路面の状況により遅れることもありますので、ご了承ください。

予約受付業務は
旧営林署事務所の
「みんなの家」で行って
います。レインボー号発着
まで、お時間がある際はぜひ
お気軽にお立ち寄りくだ
さい。湯茶をご用意して
お待ちしております。



デマンドバス・レインボー号
予約センター みんなの家内
29-7800 予約受付時間
8:00~16:00
土・日曜、祝祭日はお休みです

デマンドバス「レインボー号」・町営バスに関するお問い合わせ先

最上町役場総務課行革推進係 TEL43-2111

レインボー号に関する問い合わせは
予約センターでも受け付けています

令和2年
11月1日
改訂

外出を応援します!!

最上町デマンド 予約制 乗合 バス



デマンドバスは「事前に電話等で予約」を行い、他の利用者との「乗り合い」で、ご自宅から目的地までの送迎を行う町の新しい地域公共交通サービスです。

1.

まずは 利用登録を 初回のみ

乗降場所(ご自宅等)を事前に把握するために「事前登録」の申請が必要です。申請書は別紙に掲載しています。必要事項をご記入のうえ、以下のところにご提出ください。

- 役場総務課 ☎ 43-2111
※電話での登録も可能です
- 社会福祉協議会 ☎ 43-3180
※電話での登録も可能です
- 最上病院 ☎ 43-2112
- 健康福祉課 ☎ 43-3171
- 予約センター ☎ 29-7800
- 町営バス車両内

申請後に「登録証」をお届けします。

事前登録 係

2.

利用する際は事前予約が必要です 予約センターに電話で お名前・利用日時・乗車 場所を伝えて予約

予約申し込みは、乗車希望日の前日午後4時までを基本に、予約センターに電話で受け付けています。
※当日の予約や変更も可能です。

デマンドバス・レインボー号
予約センター みんなの家内
29-7800 予約受付時間
8:00~16:00
土・日曜、祝祭日はお休みです

予約受付後、事前に予約センターから確認の電話があります。



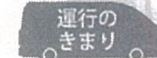
3.

利用当日は 予約した日時・場所 で乗車します

予約センターから連絡された乗車予定時間前に、ご自宅前またはご希望の目的場所でバスの到着をお待ちください。



利用料金はバスのなかで現金(お釣りのないようご協力ください)または回数券でのお支払いとなります。



- 運行日 月曜から金曜日 ※土・日曜日、祝日、年末年始(12/29-1/3)は連休
- 運行経路 東エリアと前森・萱場エリアでの運行となります
ご自宅から指定場所・施設、指定場所・施設からご自宅

＜指定場所・施設＞

● 最上病院・高齢者総合福祉センター・小川歯科医院・永井医院・役場・最上駅・JA最上支店
交流広場・ホームセンターマルトク・マックスバリュ・予約センター

- 利用料金 1回乗車につき300円。※小学生は150円、70歳以上の方は200円
障がいをお持ちの方は、料金の全額または一部免除されます
- 運行時刻は裏面をご覧ください





11月からこのようになります

料金

一回乗車につき **300円**
 小学生 **150円** 未就学児無料
 70歳以上 **200円**
 回数券 100円券11枚綴 **1,000円**
 最上病院に来院された方は帰りの便の無料乗車券を発行します。



瀬見線

これまでと同じ時刻どおり各停留所に停車します。料金は一回200円です。

デマンドバスは「東エリア」「前森黒沢エリア」「月楯萱場エリア」の3コースで運行します。他の地域はこれまでどおり、町営バス(停留所から乗車)の運行となります。



東法田線

これまでと同じ時刻どおり各停留所に停車します。料金は一回200円です。

前森黒沢エリア

迎え ① 8時便 向町発 8時10分
 ② 9時便 向町発 9時10分

送り ① 11時便 向町発 11時30分
 ② 12時便 向町発 12時30分
 ③ 14時便 向町発 14時10分

乗車対象集落

- ・前森1
 - ・前森2
 - ・前森3
 - ・黒沢
 - ・向町
- (1.2.4.5.6.8区)

東エリアの乗車対象集落

- ・堺田・松根・笹森
- ・明神・万騎の原
- ・赤倉・一割・新田
- ・下小路・立小路・本城
- ・十日町

レインボー号 東エリア

迎え ① 8時便 向町発 7時45分
 ② 9時便 向町発 9時30分

送り ① 10時便 向町発 10時45分
 ② 11時便 向町発 11時45分
 ③ 13時便 向町発 13時30分



中心地(向町)乗降場所

- ・自宅から乗車した際の降車場所
- ・自宅にお帰りになる際の乗車場所

- 乗車対象集落
- ・月楯1
 - ・月楯2
 - ・萱場
 - ・豊田
 - ・向町(3.7区)

月楯萱場エリア

迎え ① 8時便 向町発 8時40分
 ② 9時便 向町発 9時40分

送り ① 12時便 向町発 12時00分
 ② 13時便 向町発 13時00分
 ③ 14時便 向町発 14時40分

上満沢線

これまでと同じ時刻どおり各停留所に停車します。料金は一回200円です。



表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	最上町
-------	-----

(単位:人)

	人口
人口集中地区以外	8,902
交通不便地域等	8,902

交通不便地域等の内訳

人口	対象地区	根拠法
8,902	最上町	過疎法第2条第1項

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度
山形県地域公共交通計画	令和3年3月	

(1)記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(ハ②(1))に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7(ハ②(2)(実施要領の2.(1)①))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7(ハ②(1))に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定(乗用)」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、利便増進特例又は運送継続特例を適用する場合に記載すること。

(2)添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。(ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可)

最上町

過疎区分:全部過疎

町内全域交通不便地域等

